

船橋市介護保険住宅改修費支給申請及び受領委任払い実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）からの委任を受け、法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給の申請及び受領（以下「申請・受領委任払い」という。）を行う事業者の登録等に関し、必要なことを定めるものとする。

(登録の申請等)

第2条 法第45条第1項に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）を行う事業者（以下「施工事業者」という。）であって、この要綱に基づき居宅要介護被保険者等から委任を受けて住宅改修費の支給申請及び受領をするために市長の登録（以下「事業者登録」という。）を受けようとする者は、介護保険住宅改修費申請・受領委任払いに係る承諾書兼登録申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をした施工事業者は、市が行う住宅改修費の支給申請及び受領に関する説明会兼住宅改修に関する研修会に出席しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、その旨を介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱登録事業者可否決定通知書（以下「登録決定通知書」という。）により、当該申請した者に通知する。

4 市長は、前項の規定により登録決定された施工事業者（以下「登録事業者」という。）について、介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱事業者登録簿（以下「登録簿」という。）への登録を行い、居宅要介護被保険者等及び居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に対し、当該登録事業者に係る情報提供を行う。

(登録の有効期間)

第3条 事業者登録の有効期間は、前条第3項の登録決定通知書の登録決定日の属する月の翌月初日を有効期間開始日とし、次の各号に掲げる日を有効期間満了日とする。

(1) 有効期間開始日が属する年度を西暦で表示したときに、その年度が偶数である場合
有効期間開始日が属する年度の翌年度末日

(2) 有効期間開始日が属する年度を西暦で表示したときに、その年度が奇数である場合
有効期間開始日が属する年度の翌々年度末日

(登録の更新)

第4条 市長は、登録事業者が事業者登録の有効期間の満了する前に、市が行う登録更新説明会兼研修会（以下「更新説明会等」という。）に出席したときは、事業者登録を更新することができる。

2 前項の規定により更新された事業者登録の有効期間は、同項の更新説明会等に出席した日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

(登録事業者の責務)

第5条 第2条第4項の規定による登録簿に登録された登録事業者は、関係法令並びに本

要綱に定められた内容等を遵守するとともに、居宅要介護被保険者等が居宅において可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身及び住宅の状況等をふまえた適切な住宅改修を行うように努めなければならない。

2 登録事業者は、市が主催する住宅改修に関する研修会を受講しなければならない。

(変更の届出)

第6条 登録事業者は、第2条第1項に規定する申請の内容に変更があるときは、介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱登録事業者に係る変更届出書により届出なければならない。

2 登録事業者は、住宅改修の施工又は申請・受領委任払いの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱登録事業者（廃止・休止・再開）届出書を提出しなければならない。

(登録の取消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消すことができる。

(1) 登録事業者が不正の手段により事業者登録をしたとき。

(2) 登録事業者がする住宅改修費申請・受領委任払いに係る請求に関し、不正があったとき。

(3) 居宅要介護被保険者等が求めるにも関わらず、正当な理由なく申請・受領委任払いを拒否したとき。

(4) 登録事業者がその責めに帰する事由により、居宅要介護被保険者等の生命、身体、財産等を傷つけたことによる損害賠償に応じないとき。

(5) 登録事業者が第5条の規定に著しく違反したとき。

(6) 法第23条による文書の提出等に関して、虚偽によるものであるとき。

(7) その他、市長が登録取り消しについて必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業者登録を取り消す場合は、登録簿から抹消し、登録事業者に対し、介護保険住宅改修費申請・受領委任払い取扱登録事業者取消決定通知書により通知するものとする。

(事前相談及び確認)

第8条 居宅要介護被保険者等又は登録事業者は、住宅改修着工前に、当該住宅改修について居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者あるいは市長（以下「居宅介護支援事業者等」という。）に相談し、これを受けた居宅介護支援事業者等は、住宅改修の必要性について確認し、住宅改修が必要な理由書を作成し、居宅要介護被保険者等に交付しなければならない。

2 登録事業者は、住宅改修の内容、介護保険支給額及び自己負担額等について、施工前及び施工後に居宅要介護被保険者等及び居宅介護支援事業者等とともに確認を行わなければならない。

(調査)

第9条 市長は、住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該住宅改修の

施工後の状況について、実地による調査をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による調査により、当初の目的と逸脱する住宅改修が行われたと認めるときは、登録事業者に対し、口頭又は文書により事情を確認し、必要に応じて是正措置をとるものとする。

(領収証等)

第10条 登録事業者は、第8条第2項の規定による確認を受け、住宅改修に係る施工が完了し、利用者負担額の支払を居宅要介護被保険者等から受けた場合は、当該居宅要介護被保険者等に領収証を交付するとともに、現に要した費用の工事費内訳書をあわせて交付しなければならない。このとき、住宅改修に係る費用の額とその他の額があるときは、その区分ごとの明細を記載しなければならない。

(住宅改修費の支給)

第11条 登録事業者が居宅要介護被保険者等に対する住宅改修を行おうとするときは、居宅要介護被保険者等からの支給の申請及び受領の委任に基づき、住宅改修費について、介護保険住宅改修費支給申請書に介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第75条第1項第1号から第4号及び第3項に掲げる書類を添付し、市長に対して申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その旨居宅要介護被保険者等に連絡をする。
- 3 登録事業者は、前項の規定による連絡を居宅要介護被保険者等が受けた後に、工事を着工することができる。
- 4 登録事業者は第1項の申請による住宅改修を行ったときは、住宅改修完了報告書に施行規則第75条第1項第5号から第7号に掲げる書類を添付し、市長に対して申請するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、居宅要介護被保険者等から支払われるべき当該住宅改修に要した費用について、住宅改修費として当該居宅要介護被保険者等に対して支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者等に代わり、当該登録事業者を支払うことができる。
- 6 前項の規定による支払いがあったときは、居宅要介護被保険者等に対し住宅改修費の支給があったものとみなす。
- 7 市長は、第5項の規定により居宅要介護被保険者等に代わり、登録事業者に住宅改修費を支給するときは、介護保険給付費支給（不支給）決定通知書により当該登録事業者へ通知し、居宅要介護被保険者等に対しては、介護保険給付費支給（不支給）のお知らせにより、当該居宅要介護被保険者等に通知する。

(居宅要介護被保険者等の資格等の確認)

第12条 登録事業者は、住宅改修を行うにあたり居宅要介護被保険者等の提示する介護保険被保険者証又は介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）により、被保険者の資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を、介護保険負担割合証により負担割合を確認しなければならない。

(申請・受領委任払いの制限)

第13条 法第66条第1項若しくは第2項の規定により支払方法の変更の記載がされている者、法第67条第1項若しくは第2項の規定により保険給付の全部又は一部の差し止めをされている者、法第68条第1項の規定により保険給付差止の記載がされている者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者については、登録事業者に対し、住宅改修費に係る申請・受領委任払いをすることができない。

(秘密保持義務)

第14条 登録事業者の役員及び従業者は、業務上知り得た居宅要介護被保険者等及び家族等の秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職務を退いた後においても、また同様とする。

(事前準備行為)

第15条 この要綱に係る事業者登録に関することは、施行日前においても行うことができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

3 この要綱の施行の際現に事業者登録を受けている登録事業者の登録有効期間は、第3条及び第4条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。